

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	びわこリハビリテーション専門職大学
設置者名	学校法人藍野大学

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
リハビリテーション学部	理学療法学科	夜・通信			39	39	13	
	作業療法学科	夜・通信			35	35	13	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

--

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	びわこリハビリテーション専門職大学
設置者名	学校法人藍野大学

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページ (http://www.aino.ac.jp/info/) にて公表

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	医師 私立病院 院長	3年 H30.4.1～ R3.3.31	医師としての専門的な実務経験を有しており、本法人の医療人養成体制に対する意見や、組織運営体制へのチェック機能等を期待している。
非常勤	公認会計士	3年 H28.11.28～ R1.11.27	公認会計士としての専門的な実務経験を有しており、財務面に対する意見や、組織運営体制へのチェック機能等を期待している。
非常勤	税理士 会計事務所 所長	3年 H30.4.1～ R3.3.31	税理士としての専門的な実務経験を有しており、財務面に対する意見や、組織運営体制へのチェック機能等を期待している。
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	びわこリハビリテーション専門職大学
設置者名	学校法人藍野大学

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<ul style="list-style-type: none"> ・前年度1月中に各科目担当者が授業計画(シラバス)案を作成 ・前年度2月中に本校教務委員会において授業計画(シラバス)を取り纏め編纂 ・前年度3月中に本校教授会(2019年度については開学準備委員会)において授業計画(シラバス)を決議 ・年度初めに、CP(カリキュラム・ポリシー)、シラバス(授業科目、授業の方法及び内容)、年間の授業計画等についてホームページに掲載する。 	
授業計画書の公表方法	
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

すべての科目において GPA による評価を行う。また、各授業形態での特性を考慮し、成績評価は以下のとおり行う。

講義については、主に筆記試験により評価を行い、演習・実習科目においては、筆記試験、レポート、プレゼンテーション及び実技試験などにより評価を行う。

臨地実務実習においては、OSCE、実習評価表及びルーブリックに基づき、目標とする能力を身につけたかを評価する。

さらに、学修ポートフォリオを導入し、日常的な学修への取り組みについても評価を行う。

学則 第 5 章

第 20 条 授業科目の成績の評価は、A、B、C、D をもって表し、A、B、C を合格とし D を不合格とする。

2 前項の評価は、100 点をもって満点とし、A(80 点以上)、B(70 点以上 80 点未満)、C(60 点以上 70 点未満)、D(60 点未満)とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、N(認定)とする。

4 授与又は認定した単位の取消しは、これを認めない。

3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

「成績評価と G P A の算出方法」

成績評価	評点	G P	判定
A	80 点以上	3	合格
B	70 点以上 80 点未満	2	
C	60 点以上 70 点未満	1	
D	60 点未満	0	不合格

A、B、C、D (不合格) の 4 段階評価とし、GPA (Grade Point Average) 制度を導入している。GPA とは、履修登録した科目毎の 4 段階評価 (A、B、C、D) を、3 から 0 までのポイント (GP : Grade Point) に置き換えて単位数を掛け、その総和を履修登録単位数の合計で割った平均点である。

これらによって、学生それぞれが履修登録した科目を自主的、意欲的に学修することを促進する。併せて、各学期の GPA と累積の GPA により、学修レベルの進捗度合い、修得科目全体の成績水準が明らかとなるため、それを教員による学生指導に活用する。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

リハビリテーション学部並びに理学療法学科及び作業療法学科の卒業(修了)要件(以下、「DP(ディプロマ・ポリシー)」という。)は次のとおりである。

(1) リハビリテーション学部

本学において所定の期間在学し、学科ごとに定める単位を取得し、次のとおりの能力を身に付けた者に学位を授与する。

DP1: 生命の尊厳と職業倫理を備え、幅広い教養を有し、リハビリテーション専門職としての自覚と責任を持ち、生涯にわたり自己研鑽することができる。

DP2: 地域住民や多職種と円滑なコミュニケーションをとることができ、信頼関係を築くことができる。

DP3: 理論に裏付けられた知識と技術を有し、適切なリハビリテーションを実践することができる。

DP4: 地域及び地域住民が抱える課題を発見することができ、解決するための方法を論理的に考案することができる。

DP5: 専攻分野に関連する他分野について学ぶことで応用力を高め、多職種と連携し理学療法士・作業療法士の新たな展開を創造することができる。

(2) 理学療法学科

理学療法学科では、所定の規則に基づき 131 単位の単位取得及び上記の要件を充たしたうえで、次のような能力・資質を備えた人物に理学療法学士(専門職)の学位を授与する。

DP1: 人を尊び幅広い教養を有し、差別と偏見を持たない倫理感のもと、理学療法士としての自覚と責任を持ち、生涯にわたり自己研鑽することができる。

DP2: 地域住民を取り巻く多職種と必要な信頼関係を築き、円滑なコミュニケーションをもって理学療法を実践することができる。

DP3: 理学療法学の専門的知識及び技術を修得し、論理的思考に基づいた最適な理学療法を実践することができる。

DP4: 地域住民の健康で質の高い生活の維持・向上のために、理学療法士の特性を活かし地域が抱える身体活動に関する課題を発見し、解決方法を導くことができる。

DP5: 理学療法に関連する他分野の専門的知識を修得し、地域住民の身体活動に関する自助、共助を支援するため、多職種と連携し、理学療法を創造的に応用することができる。

(3) 作業療法学科

作業療法学科では、所定の規則に基づき 130 単位の単位取得及び上記の要件を充たしたうえで、次のような能力・資質を備えた人物に作業療法学士(専門職)の学位を授与する。

DP1: 作業療法士として生命を尊び、地域住民との関わりを大切にする豊かな人間性と倫理観、幅広い教養を有し、自覚と責任をもって行動し、生涯学び続けることができる。

DP2: 多職種と協調・連携して課題を共有し、且つ解決に向けて支援を実践するためのコミュニケーション能力を有し、信頼関係を構築することができる。

DP3: 作業療法に関する専門的知識と技術に基づき、生活課題の解決に向けて作業療法を実践することができる。

DP4：変化する地域社会における課題の発見に努め、課題解決に向けて、作業療法士の専門性を活かした創造的な解決方法を導くことができる。
 DP5：作業療法に関連する他分野の専門的知識を修得し、地域生活課題の新たな支援展開に向けて作業療法を活用することができる。

学則 第 6 章 卒業の要件及び学位
 (卒業の要件)

第 22 条 休学期間を除き、本学に 4 年以上在学し、次表の単位数を修得した者には教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

学部	学科	各科目合計で修得すべき単位数
リハビリテーション学部	理学療法学科 (2020 年度入学生)	131 単位以上
	作業療法学科 (2020 年度入学生)	130 単位以上

(学士)

第 23 条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学士の学位は、次の区分によるものとし、学位の授与等に関する規定は、びわこリハビリテーション専門職大学学位規程に定める。

リハビリテーション学部 理学療法学士 (専門職)、作業療法学士 (専門職)

卒業の認定に関する
方針の公表方法

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	びわこリハビリテーション専門職大学
設置者名	学校法人藍野大学

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページ (http://www.aino.ac.jp/info/) にて公表
収支計算書又は損益計算書	ホームページ (http://www.aino.ac.jp/info/) にて公表
財産目録	ホームページ (http://www.aino.ac.jp/info/) にて公表
事業報告書	ホームページ (http://www.aino.ac.jp/info/) にて公表
監事による監査報告(書)	ホームページ (http://www.aino.ac.jp/info/) にて公表

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称: 事業計画書 対象年度: 2019年度)
公表方法: ホームページ (http://www.aino.ac.jp/info/) にて公表
中長期計画(名称: 対象年度:)
公表方法:

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法:

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名	リハビリテーション学部
教育研究上の目的（公表方法：	）
<p>(概要)</p> <p>(1) びわこリハビリテーション専門職大学の目的 教育基本法及び学校教育法の定めるところに従うとともに教育理念に則り、リハビリテーションに関する実践的かつ応用的な能力を展開するための教育研究により、高い倫理観と豊かな人間性、実践の理論に裏付けられた専門的な知識と技術を身に付けた有能な人材を養成することで、地域共生社会の実現に貢献することを目的とする。</p> <p>(2) リハビリテーション学部の目的 ①高い倫理観と豊かな人間性、理論に裏付けられた専門的な知識と技術を身に付け、子どもから高齢者までの地域住民を対象に、適切なリハビリテーションを提供できる人材を養成する。 ②地域共生社会の実現に向け、理学療法士・作業療法士として保健・福祉・スポーツ・就労等の分野において、多職種と連携・協力のもと、地域住民及び地域が抱える課題を発見し、解決することのできる創造性豊かな人材を養成する。</p> <p><理学療法学科の目的> ①理学療法士として、子どもから高齢者までの地域住民を対象に、住み慣れた地域で生活を維持するために、多職種と協働し、科学的な根拠に基づく最適な理学療法を実践できる人材を養成する。 ②理学療法士の専門性を活かし、地域住民の健康寿命延伸と QOL 維持・向上のために、身体活動に関わる生活の側面から、多職種との連携を通じて地域が抱える課題を発見し解決することで、健康・スポーツ・福祉の分野において地域共生社会の実現に向けて支援できる人材を養成する。</p> <p><作業療法学科の目的> ①子どもから高齢者までの多様な年齢層の地域住民を対象として、健康で幸福な生活の獲得に向け、意味のある生活行為とそれを行うために必要な心身の活動に対して環境面に働きかけながら作業を手段あるいは目的として利用できる人材を養成する。 ②地域住民が抱える暮らしの中での課題を発見し、多職種や産業界と連携しながら新たな支援や支援体制の構築ができることによって社会適応力の向上を促し、地域共生社会の実現に向けて保健・福祉・就労等の面から貢献できる人材を養成する。</p>	
卒業の認定に関する方針（公表方法：	）
<p>(概要)</p> <p>リハビリテーション学部並びに理学療法学科及び作業療法学科の卒業（修了）要件（以下、「DP（ディプロマ・ポリシー）」という。）は次のとおりである。</p> <p>(1) リハビリテーション学部 本学において所定の期間在学し、学科ごとに定める単位を取得し、次のとおりの能力</p>	

を身に付けた者に学位を授与する。

DP1：生命の尊厳と職業倫理を備え、幅広い教養を有し、リハビリテーション専門職としての自覚と責任を持ち、生涯にわたり自己研鑽することができる。

DP2：地域住民や多職種と円滑なコミュニケーションをとることができ、信頼関係を築くことができる。

DP3：理論に裏付けられた知識と技術を有し、適切なリハビリテーションを実践することができる。

DP4：地域及び地域住民が抱える課題を発見することができ、解決するための方法を論理的に考案することができる。

DP5：専攻分野に関連する他分野について学ぶことで応用力を高め、多職種と連携し理学療法士・作業療法士の新たな展開を創造することができる。

（２）理学療法学科

理学療法学科では、所定の規則に基づき 131 単位の単位取得及び上記の要件を充たしたうえで、次のような能力・資質を備えた人物に理学療法学士（専門職）の学位を授与する。

DP1：人を尊び幅広い教養を有し、差別と偏見を持たない倫理感のもと、理学療法士としての自覚と責任を持ち、生涯にわたり自己研鑽することができる。

DP2：地域住民を取り巻く多職種と必要な信頼関係を築き、円滑なコミュニケーションをもって理学療法を実践することができる。

DP3：理学療法学の専門的知識及び技術を修得し、論理的思考に基づいた最適な理学療法を実践することができる。

DP4：地域住民の健康で質の高い生活の維持・向上のために、理学療法士の特性を活かし地域が抱える身体活動に関する課題を発見し、解決方法を導くことができる。

DP5：理学療法に関連する他分野の専門的知識を修得し、地域住民の身体活動に関する自助、共助を支援するため、多職種と連携し、理学療法を創造的に応用することができる。

（３）作業療法学科

作業療法学科では、所定の規則に基づき 130 単位の単位取得及び上記の要件を充たしたうえで、次のような能力・資質を備えた人物に作業療法学士（専門職）の学位を授与する。

DP1：作業療法士として生命を尊び、地域住民との関わりを大切にする豊かな人間性と倫理観、幅広い教養を有し、自覚と責任をもって行動し、生涯学び続けることができる。

DP2：多職種と協調・連携して課題を共有し、且つ解決に向けて支援を実践するためのコミュニケーション能力を有し、信頼関係を構築することができる。

DP3：作業療法に関する専門的知識と技術に基づき、生活課題の解決に向けて作業療法を実践することができる。

DP4：変化する地域社会における課題の発見に努め、課題解決に向けて、作業療法士の専門性を活かした創造的な解決方法を導くことができる。

DP5：作業療法に関連する他分野の専門的知識を修得し、地域生活課題の新たな支援展開に向けて作業療法を活用することができる。

(卒業の要件)

第 22 条 休学期間を除き、本学に 4 年以上在学し、次表の単位数を修得した者には教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

学部	学科	各科目合計で修得すべき単位数
リハビリテーション学部	理学療法学科 (2020 度新入生) 作業療法学科 (2020 度新入生)	131 単位以上 130 単位以上

(学士)

第 23 条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学士の学位は、次の区分によるものとし、学位の授与等に関する規定は、びわこリハビリテーション専門職大学学位規程に定める。

リハビリテーション学部 理学療法学士 (専門職)、作業療法学士 (専門職)

教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法:)

(概要)

リハビリテーション学部並びに理学療法学科及び作業療法学科の教育課程の編成及び実施の方針 (以下、「カリキュラム・ポリシー」という。) は次のとおりである。

(1) リハビリテーション学部の CP (カリキュラム・ポリシー)

リハビリテーション学部のディプロマ・ポリシーを達成し、学位授与に求められる能力を修得するために、以下の方針で学部のカリキュラム・ポリシーを策定した。

CP1: 倫理観に基づき人を尊重し、生涯にわたり自己研鑽し、地域住民の社会生活を支援できるようになるための科目を配置する。

CP2: 専門職に必要なコミュニケーション能力を有し、対象者や多職種と良好な対人関係を築くことができるようになるための科目を配置する。

CP3: 専門職として必要な専門的知識や技術を修得し、論理的思考に基づいた問題解決策を考案できるようになるための科目を配置する。

CP4: 自らの専門性を基盤とし、地域住民と地域社会の課題発掘と問題解決を実践できるようになるための科目を配置する。

CP5: 専門領域に関連する専門分野の知識を修得し、地域共生社会の実現に向けて多職種と連携して支援できるようになるための科目を配置する。

<成績評価>

すべての科目において GPA による評価を行う。また、各授業形態での特性を考慮し、成績評価は以下のとおり行う。

講義については、主に筆記試験により評価を行い、演習・実習科目においては、筆記試験、レポート、プレゼンテーション及び実技試験などにより評価を行う。

臨地実務実習においては、OSCE、実習評価表及びルーブリックに基づき、目標とする能力を身につけたかを評価する。

さらに、学修ポートフォリオを導入し、日常的な学修への取り組みについても評価を行う。

(2) 理学療法学科の CP (カリキュラム・ポリシー)

理学療法学科の教育課程は、専門職大学設置基準及び理学療法士作業療法士学校養成施設

指定規則及び本学科のディプロマ・ポリシーを達成するために、以下の 5 つの方針で編成する。

CP1：倫理観に基づき生命を尊重し、責任をもって生涯にわたり理学療法士として研鑽を続け、地域住民の社会生活を支援する能力を養うための科目を配置する。

CP2：理学療法士として必要なコミュニケーション能力を有し、多職種と協調し、連携して地域住民との関係を構築する能力を養うための科目を配置する。

CP3：理学療法に必要な専門知識と技術を身につけ、科学的かつ論理的思考をもって科学的根拠に基づいた理学療法を実践できる能力を養うための科目を配置する。

CP4：理学療法の知識・技術を基盤とし、地域住民の生活から地域社会を見渡す広い視野を持ち地域の課題を発掘し、問題解決を実践できる能力を養うための科目を配置する。

CP5：理学療法に関連する他分野の専門学力を修得し、地域住民の健康で生涯にわたる質の高い生活維持に関して、理学療法の知識や技術を養うための科目を配置する。

<成績評価>

すべての科目において GPA による評価を行う。また、各授業形態での特性を考慮し、成績評価は以下のとおり行う。

講義については、主に筆記試験により評価を行い、演習・実習科目においては、筆記試験、レポート、プレゼンテーション及び実技試験などにより評価を行う。

臨地実務実習においては、OSCE、実習評価表及びルーブリックに基づき、目標とする能力を身につけたかを評価する。

さらに、学修ポートフォリオを導入し、日常的な学修への取り組みについても評価を行う。

(3) 作業療法学科の CP (カリキュラム・ポリシー)

作業療法学科の教育課程は、専門職大学設置基準及び理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則及び本学科のディプロマ・ポリシーを達成するために、以下の 5 つの方針で編成する。

CP1：人の生命や価値観や人の暮らす社会を理解できる幅広い教養を有し、医療専門職の意義や役割を理解し学術的に探究できる能力を養うための科目を配置する。

CP2：多職種と協調・連携するための円滑なコミュニケーション能力を養うための科目を配置する。

CP3：作業療法士として必要な専門的知識と技術を習得し、地域住民を心身機能、社会活動・参加また環境面から捉える思考方法を身に付け、作業療法を実践できる能力を養うための科目を配置する。

CP4：人的、作業的、環境的側面から地域生活課題の発見に努め、論理的に課題の構造化を行い、課題解決に向けて実践できる能力を養うための科目を配置する。

CP5：地域社会への関心をもち関連する分野について理解を深め、地域生活の課題解決にむけて作業療法を応用的・創造的に活用する能力を養うための科目を配置する。

<成績評価>

すべての科目において GPA による評価を行う。また、各授業形態での特性を考慮し、成績評価は以下のとおり行う。

講義については、主に筆記試験により評価を行い、演習・実習科目においては、筆記試験、レポート、プレゼンテーション及び実技試験などにより評価を行う。

臨地実務実習においては、OSCE、実習評価表及びルーブリックに基づき、目標とする能力を身につけたかを評価する。

さらに、学修ポートフォリオを導入し、日常的な学修への取り組みについても評価を行う。

入学者の受入れに関する方針（公表方法： ）

（概要）

（１）学生受入れの方針 AP（アドミッション・ポリシー）

びわこリハビリテーション専門職大学リハビリテーション学部の学生受入れの方針（以下、「AP（アドミッション・ポリシー）」という。）は、本学部の教育の目的等を踏まえた上で、次のとおりとする。

なお、入学資格は、学校教育法第 90 条の規定により、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

①リハビリテーション学部の AP（アドミッション・ポリシー）

リハビリテーション学部では、「①高い倫理観と豊かな人間性、理論に裏付けられた専門的な知識と技術を身に付け、子どもから高齢者までの地域住民を対象に、適切なリハビリテーションを提供できる人材を育成する。②地域共生社会の実現に向け、理学療法士・作業療法士として保健・福祉・スポーツ・就労等の分野において、多職種と連携・協力のもと、地域住民及び地域が抱える課題を発見し、解決することのできる創造性豊かな人材を養成する。」ことを養成する人材像として掲げている。

そのために、以下のような資質を有する学生を求めている。

（知識・技能）

AP1：高等学校までに学ぶべき基礎的な知識を有する人。

（主体性・多様性・協調性）

AP2：人を尊重し人に興味を持ち、リハビリテーションの専門職として社会に貢献することに意欲を持つ人。

AP3：良好な対人関係を築くためのコミュニケーション能力を有し、他者と協働して物事を進めることができる人。

（思考力・判断力・表現力）

AP4：客観的に状況を把握し、課題を発見するとともにその解決に向け、自主的に取り組み継続できる人。

AP5：多角的に物事を捉え、新しい展開への探求と論理的思考ができる人。

次に、各学科のアドミッション・ポリシーを示す。

②理学療法学科の AP（アドミッション・ポリシー）

理学療法学科では、「①理学療法士として、子どもから高齢者までの地域住民を対象に、住み慣れた地域で生活を維持するために、地域住民の思いに共感し、且つ多職種と協働し、科学的な根拠に基づく最適な理学療法を実践できる人材を養成する。②理学療法士の専門性を活かし、地域住民の健康寿命延伸と QOL 維持・向上のために、身体活動に関わる生活の側面から、多職種との連携を通じて地域が抱える課題を発見し解決することで、健康・スポーツ・福祉の分野において地域共生社会の実現に向けて地域住民の支援ができる人材を養成する。」ことを養成する人材像として掲げている。

そのために、以下のような資質を有する学生を求めている。

（知識・技能）

AP1：高等学校までに学ぶべき基礎的な知識を有する人。

（主体性・多様性・協調性）

AP2：人を尊重し、健康や生活に関心を持ち、理学療法士として社会に貢献することに

意欲を持つ人

AP3：協調性をもち他者と良好な関係を築き、協働して自己の役割を責任を持って果たすことができる人。

(思考力・判断力・表現力)

AP4：客観的に状況を把握し、課題を発見するとともに、その解決に向け、自主的に物事に取り組み継続できる人

AP5：論理的な思考力や柔軟な発想力を持ち、自己の意見を的確に示す表現力や論述力を有している人

③作業療法学科の AP (アドミッション・ポリシー)

作業療法学科では、「①子どもから高齢者までの多様な年齢層の地域住民を対象として、健康で幸福な生活の獲得に向け、意味のある生活行為とそれを行うために必要な心身の活動に対して環境面に働きかけながら作業を手段あるいは目的として利用できる人材を養成する。②地域住民が抱える暮らしの中での課題を発見し、多職種や産業界と連携しながら新たな支援や支援体制の構築ができることによって社会適応力の向上を促し、地域共生社会の実現に向けて保健・福祉・就労等の面から貢献できる人材を養成する。」ことを養成する人材像として掲げている。

そのために、以下のような資質を有する学生を求めている。

(知識・技能)

AP1：高等学校までに学ぶべき基礎的な知識を有する人。

(主体性・多様性・協調性)

AP2：人を尊重し、健康や生活に関心を持ち、作業療法士として社会に貢献することに意欲を持つ人

AP3：協調性に富み他者と良好な関係を築き、柔軟な思考をもって、物事を協働して進めることができる人

(思考力・判断力・表現力)

AP4：客観的に状況を把握し、課題を発見するとともに、その解決に向け、継続性をもって自ら考えて積極的に取り組むことができる人

AP5：論理的な思考力や柔軟な発想力を持ち、自己の意見を的確に示す表現力や論述力を有している人

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
リハビリテーション学部	1人	-					1人
理学療法学科	-	8人	6人	10人	1人	1人	26人
作業療法学科	-	7人	2人	3人	4人	4人	20人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
人		92人					92人
各教員の有する学位及び業績 (教員データベース等)		公表方法：					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
リハビリテーション学部	120人	人	%	480人	人	%	人	人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	人	人	%	人	人	%	人	人
(備考)								

b. 卒業生数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<p>(概要)</p> <p>CP（カリキュラム・ポリシー）、シラバス（授業科目、授業の方法及び内容）、年間の授業計画等についてホームページに掲載する。</p>
--

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<p>(概要)</p> <p>(成績の評価)</p> <p>すべての科目において GPA による評価を行う。また、各授業形態での特性を考慮し、成績評価は以下のとおり行う。</p> <p>講義については、主に筆記試験により評価を行い、演習・実習科目においては、筆記試験、レポート、プレゼンテーション及び実技試験などにより評価を行う。</p> <p>臨地実務実習においては、OSCE、実習評価表及びルーブリックに基づき、目標とする能力を身につけたかを評価する。</p> <p>さらに、学修ポートフォリオを導入し、日常的な学修への取り組みについても評価を行う。</p> <p>第 20 条 授業科目の成績の評価は、A、B、C、D をもって表し、A、B、C を合格とし D を不合格とする。</p> <p>2 前項の評価は、100 点をもって満点とし、A(80 点以上)、B(70 点以上 80 点未満)、C(60 点以上 70 点未満)、D(60 点未満)とする。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、N(認定)とする。</p> <p>4 授与又は認定した単位の取消しは、これを認めない。</p> <p>学則 第 6 章 卒業の要件及び学位 (卒業の要件)</p> <p>第 22 条 休学期間を除き、本学に 4 年以上在学し、次表の単位数を修得した者には教授会の議を経て学長が卒業を認定する。</p>

学部	学科	各科目合計で修得すべき 単位数
リハビリテ ーション学 部	理学療法学科 (2020 度入学生) 作業療法学科 (2020 度入学生)	131 単位以上 130 単位以上

(学士)

第 23 条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学士の学位は、次の区分によるものとし、学位の授与等に関する規定は、びわこリハ
ビリテーション専門職大学学位規程に定める。

リハビリテーション学部 理学療法学士 (専門職)、作業療法学士 (専門職)

学部名	学科名	卒業に必要となる 単位数	G P A 制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
リハビリテーショ ン学部	理学療法学科	131 単位	有・無	単位
	作業療法学科	130 単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
G P A の活用状況 (任意記載事項)		公表方法 :		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法 :		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法 :

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
リハビリ テーショ ン学部	理学療法 学科	900,000 円	400,000 円	300,000 円	実験実習費・施設設備費
	作業療法 学科	900,000 円	400,000 円	300,000 円	実験実習費・施設設備費
		円	円	円	
		円	円	円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組 (概要)
b. 進路選択に係る支援に関する取組 (概要)
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組 (概要)

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：
